

平成29年度 取手市情報公開条例の実施状況一覧

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
1	平成29年4月4日	教育委員会	学務給食課	市内小・中学校がH26～28年度に入札や随契にて納入された以下製品について商品名（品番等）、納入価格、納入業者名、見積参加業者名、同等品の可否の情報（但し、情報があるものに限る） ①体育の授業で使用するマット （例．体操マット、ウレタンマット、エバーマット） ②運動会等で使用するテント （パイプテント、ワンタッチテント）	部分開示 （個人情報） （法人情報）
2	平成29年4月17日	教育委員会	教育総務課	平成28年第1回 取手市教育委員会臨時会の議事録	部分開示 （個人情報） （事務事業執行情報）
3	平成29年4月20日	教育委員会	指導課	1. 取手市立中学校生徒の自殺事案に関する調査委員会設置要綱に基づき設置された調査委員会が保有する以下の資料 ①事故報告第1報、②校長室での聞き取り、③保護者宛て通知、全校集会校長原稿、④事故報告第2報、⑤ガラス破損の指導の記録、⑥四者会談の記録、⑦3学年生徒アンケート、⑧市教委による3学年生徒との面談記録 （添付資料参照） 2. 取手市立中学校生徒の自殺事案に関する調査委員会設置要綱に基づき設置された調査委員会会議議事録第1回～第6回	部分開示 （意思決定過程情報） （文書不存在）
4	平成29年4月21日	教育委員会	教育総務課	平成28年3月16日（水）実施の平成28年第1回取手市教育委員会臨時会のうち、議案第8号：取手市立中学校生徒の死亡について（議決内容：いじめによる重大事態に該当しない。今後、第三者を入れた調査委員会を設置する。） URL： https://www.city.toride.ibaraki.jp/kyoikusomu/shise/shicho/kyoikuinkai/terekai/h28-tererinji/h28-1rinji.html に關しまして、臨時会の議事録公開を請求致します。	部分開示 （個人情報） （事務事業執行情報）
5	平成29年4月27日	教育委員会	図書館	1. 学齢（小学校から中学校まで）子供を対象とする取手市教育委員会推薦図書（「推奨」を含む）のリスト 2. 高校生以上成人向けの推薦図書のリスト ・上記2点について、存在しないとすれば、その図書館法規定を含む根拠	不開示 （文書不存在）
6	平成29年5月1日	市長（都市整備部）	都市計画課	平成28年11月、第2回取手市地域公共交通会議の会議記録及び構成委員名簿	全部開示
7	平成29年5月2日	教育委員会	教育総務課	①平成28年第1回取手市教育委員会臨時会議事録	部分開示 （個人情報） （事務事業執行情報）
7	平成29年5月2日	教育委員会	指導課	②取手市立中学校生徒の自殺事案に関する調査委員会委員人選における各学会への人選依頼文書	部分開示 （個人情報） （意思決定過程情報）
8	平成29年5月12日	選挙管理委員会	総務課	H27年4月執行の市長選に係る収支報告書に添付された領収書の写し	部分開示 （個人情報） （法人情報）
9	平成29年5月15日	教育委員会	指導課	いじめ防止対策推進法第28条1項2号に該当する重大事態について、同法第30条各項に関連する文書全部	不開示 （文書不存在）
9	平成29年5月15日	教育委員会	学務給食課	いじめ防止対策推進法第28条1項2号に該当する重大事態について、同法第30条各項に関連する文書全部	不開示 （文書不存在）
9	平成29年5月15日	市長（政策推進部）	政策推進課	いじめ防止対策推進法第28条1項2号に該当する重大事態について、同法第30条各項に関連する文書全部	不開示 （文書不存在）
10	平成29年5月15日	教育委員会	指導課	取手市立小・中学校における、いじめ防止対策推進法第2条に定める「いじめ」について、各学校が同法第23条により必要な措置を講じたことが判明する文書	部分開示 （個人情報）
10	平成29年5月15日	教育委員会	学務給食課	取手市立小・中学校における、いじめ防止対策推進法第2条に定める「いじめ」について、各学校が同法第23条により必要な措置を講じたことが判明する文書	部分開示 （個人情報）
11	平成29年5月25日	教育委員会	教育総務課	平成28年3月16日（水）平成28年第1回取手市教育委員会臨時会の審議結果 議案第8号：取手市立中学校生徒の死亡について（議決内容：いじめによる重大事態に該当しない。今後、第三者を入れた調査委員会を設置する。） https://www.city.toride.ibaraki.jp/kyoikusomu/shise/shicho/kyoikuinkai/terekai/h28-tererinji/h28-1rinji.html に關しまして、臨時会の議事録公開を請求致します。	部分開示 （個人情報） （事務事業執行情報）

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
12	平成29年5月29日	市長（健康増進部）	保健センター	保健センター健康支援係へ 1. ●●月●●日付，市長への手紙「回答」にある「法的確認」を健康増進法に限定した法的根拠のわかる公文書を示せ。 2. 請求者は取手市の敷地内およびその事務所，公の施設内での喫煙の可否の法的確認を求めており，それは地方自治法第14条2項に定められているとおり，禁止される場合，具体的内容を条例に定めていなければならない。健康増進法第25条に国民に対する法的拘束力があると仮定すれば，いっそう条例条文が重要になる。条例に定めていないことが禁止されるはずがない。また地方自治体の条例について，健康増進法で「触れられて」いるはずもない。にもかかわらず，関係のない法律を持ち出したのか？自治体の条例について同法が法的拘束力も持つと判断できる根拠を示せる法令を示せ。 3. 改めて，自治体の事務所，公の施設と敷地内の喫煙について条例で定められていない場所で行ってはならない法的根拠を示した公文書を示せ。 4. 取手市で前記3にあげた以外の場所において「受動喫煙」の被害が医学的に成立する根拠のわかる文書を示せ。 5. 現在までの「回答」では，条例の適切な改正以外に定められた場所以外での喫煙は違法行為とならない。これは明らかに条例条文の不備であり，条例改正以外の改善の方法はない。この点における改善計画を示した文書を示せ。	不開示 (文書不存在)
13	平成29年5月31日	市長（都市整備部）	建築指導課	平成29年5月時点で定期調査報告対象となっている特定建築物の建物名，住所，用途，所有者名（企業名）	部分開示 (個人情報)
14	平成29年5月31日	教育委員会	教育総務課	平成28年第1回取手市教育委員会臨時会議事録及び配布資料 また，それ以降の女子中学生の自死に関わる市教育委員会議事録及び配布資料 平成28年11月の臨時会議事録及び配布資料	部分開示 (個人情報) (法人情報) (意思決定過程情報) (事務事業執行情報) (文書不存在)
15	平成29年5月31日	教育委員会	指導課	平成27年女子中学生の自死に関する外部有識者による調査委員会の議事録及び配布資料	部分開示 (個人情報) (法人情報) (意思決定過程情報) (事務事業執行情報) (文書不存在)
16	平成29年5月31日	教育委員会	指導課	平成27年女子中学生の自死に関する学校及び市教委による生徒への聞き取り調査の記録一切	不開示 (個人情報)
17	平成29年6月1日	教育委員会	教育総務課	●●●中●年生●●●●●さんが自死に関し，教育委員会が平成28年3月，議決した結果をホームページに掲載したことに関連する文書 1. 議決を証明する議事録（電磁的記録を含む） 2. 議決を撤回するための委員会議事録（電磁的記録を含む）	部分開示 (個人情報) (意思決定過程情報) (文書不存在)
18	平成29年6月2日	教育委員会	教育総務課	過去2年分の委員会開催時の議事録	部分開示 (個人情報) (意思決定過程情報) (文書不存在)
19	平成29年6月5日	教育委員会	教育総務課	1. 平成29年第2回取手市教育委員会臨時会の議事録 2. 平成29年第3回取手市教育委員会臨時会の議事録	不開示 (文書不存在)
20	平成29年6月7日	教育委員会	教育総務課	2016年3月16日開催の臨時教育委員会議事録と議事内容中学校側からの報告書（上記議案に関連のもの）	部分開示 (個人情報) (法人情報) (意思決定過程情報) (事務事業執行情報)
20	平成29年6月7日	教育委員会	指導課	2016年3月16日開催の臨時教育委員会議事録と議事内容中学校側からの報告書（上記議案に関連のもの）	部分開示 (個人情報) (意思決定過程情報) (事務事業執行情報)
21	平成29年6月8日	市長（政策推進部）	政策推進課	●●●中●年生（当時）●●●●●さんが自死した件に関し，教育委員会より取手市長に報告された文書全部	全部開示
22	平成29年6月12日	教育委員会	教育総務課	①平成28年3月16日，教育委員会臨時会で決定した取手市議会に報告した事項に関する文書全部及び第三者調査委員会による調査を決定した決定理由とするアンケート並びに面談による聞き取りの結果いじめという事実は認められませんでしたとする根拠を証明する記録やメモのうち個人名以外全部（公務員を除く）	全部開示

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
22	平成29年6月12日	教育委員会	指導課	①平成28年3月16日、教育委員会臨時会で決定した取手市議会に報告した事項に関する文書全部及び第三者調査委員会による調査を決定した決定理由とするアンケート並びに面談による聞き取りの結果「..いじめ..という事実は認められませんでした」とする根拠を証明する記録やメモのうち個人名以外全部（公務員を除く） ②平成28年4月28日告示、取手市立中学校生徒の自殺事案に関する調査委員会設置要綱第2条所掌事務に関し、第7条調査を調査委員会で実施した際、取得又は発行した文書全部及び第8条による意見聴取した記録全部（公務員以外の個人名を除く）	部分開示 (個人情報) (法人情報) (意思決定過程情報) (事務事業執行情報) (文書不存在)
23	平成29年6月14日	議会	議会事務局	陳情及び請願書表に記載された氏名が市HP等で公表するに決した発議から決定に至るまでの関係文書	全部開示
24	平成29年6月15日	市長（総務部）	安全安心対策課	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合の罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	不開示 (文書不存在)
24	平成29年6月15日	市長（総務部）	藤代総合窓口課	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合の罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	不開示 (文書不存在)
24	平成29年6月15日	市長（総務部）	取手支所	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合の罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	不開示 (文書不存在)
24	平成29年6月15日	市長（政策推進部）	文化芸術課	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合の罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	不開示 (文書不存在)
24	平成29年6月15日	市長（財政部）	管財課	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合の罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	不開示 (文書不存在)
24	平成29年6月15日	市長（福祉部）	高齢福祉課	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合の罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	部分開示 (文書不存在)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
24	平成29年6月15日	市長（福祉部）	障害福祉課	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合は罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	不開示 (文書不存在)
24	平成29年6月15日	市長（福祉部）	子育て支援課	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合は罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	不開示 (文書不存在)
24	平成29年6月15日	市長（健康増進部）	健康づくり推進課	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合は罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	部分開示 (文書不存在)
24	平成29年6月15日	市長（健康増進部）	保健センター	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合は罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	不開示 (文書不存在)
24	平成29年6月15日	市長（建設部）	管理課	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合は罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	不開示 (文書不存在)
24	平成29年6月15日	市長（建設部）	水とみどりの課	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合は罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	部分開示 (文書不存在)
24	平成29年6月15日	市長（まちづくり振興部）	産業振興課	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合は罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	部分開示 (文書不存在)
24	平成29年6月15日	市長（まちづくり振興部）	農政課	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合は罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	不開示 (文書不存在)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
24	平成29年6月15日	市長（都市整備部）	都市計画課	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合の罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	不開示 (文書不存在)
24	平成29年6月15日	教育委員会	教育総務課	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合の罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	不開示 (文書不存在)
24	平成29年6月15日	教育委員会	学務給食課	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合の罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	不開示 (文書不存在)
24	平成29年6月15日	教育委員会	指導課	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合の罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	不開示 (文書不存在)
24	平成29年6月15日	教育委員会	スポーツ生涯学習課	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合の罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	不開示 (文書不存在)
24	平成29年6月15日	教育委員会	公民館	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合の罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	不開示 (文書不存在)
24	平成29年6月15日	教育委員会	図書館	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合の罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	不開示 (文書不存在)
24	平成29年6月15日	消防長	消防本部総務課	取手市の事務所と公の施設において喫煙または火の気を生じる行為をなした場合の罰則規定および何らかの行政処分を行える条例等の法的根拠を明記した文書を示せ。 1. 前記に関し、条例または規則に場所を限定した規定がある場合 2. 前記に関し、場所の規定がないところで前記の行為をなした場合 上記は、市のすべての所轄ごとにその根拠の規定を示すことを求める。	不開示 (文書不存在)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
41	平成29年8月2日	市長（政策推進部）	政策推進課	取手市教育行政連絡調整サポートチーム設置要綱第5条、会議の記録及び説明・意見・資料についての記録、同第2条、調査研究及び情報共有に関する事項を所掌するために、同第5条4項による第三者に対する予算措置に関する文書	部分開示 (文書不存在)
42	平成29年8月9日	教育委員会	教育総務課	平成28年第1回取手市教育委員会臨時会会議録	部分開示 (個人情報) (意思決定過程情報)
43	平成29年8月10日	市長（政策推進部）	政策推進課	取政発第●●●号平成●●●年●●●月●●●日、通知にある弁明書作成に関連する文書全部	部分開示 (個人情報)
44	平成29年8月10日	教育委員会	指導課	茨城県いじめ問題対策連絡協議会で2015年11月11日自死事案の●●●●●さんの事でのすべての会議の議事録とメンバーの名前と肩書きのわかるもの。 ●●●中学校 ●●●●●さんの自死にいたるまでの経緯のわかるものすべて — ●●●●●の情報開示申請書 — ●●●中学校 ●●●●●さんの自死事案の解散済みの取手市立中学校生徒の自殺事案に関する調査委員会の委員名簿、開催1回にあたっての委員1人あたりの謝礼金額のわかる資料、交通費もお願いします。 — ●●●中学校 ●●●●●さんの●●●●●と●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●の職員調査（本事案について職員から校長または教育委員会等の職員が聞き取った内容）	部分開示 (個人情報) (意思決定過程情報) (文書不存在) (存否応答拒否)
45	平成29年8月10日	教育委員会	指導課	自殺前日のガラス窓が割れて、割れたガラスの支払いについて弁償の話が●●●●●さんの●●●●●にいった話の記録の載ったもの（学校及び教育委員会が警察等との連携を図った際の記録）（窓ガラスが割れた当日分）	不開示 (文書不存在)
46	平成29年8月18日	教育委員会	指導課	取手市教育委員会●●●●●とお話させていただきました。取手市豊かな心育成推進協議会がいじめ防止対策推進法の14条に対応しているとの事で、取手市豊かな心育成推進協議会は法律のできる前からあったのですが、法律ができて14条に対応していることわかる書類と会員の名前と肩書きのわかるもの、学校問題解決サポートチームというのが、何かあった時に、児童相談所や警察、弁護士さんなんかも入っているものがあるそうで、2015年からのメンバーの名前と肩書き、そして会議があったときの議事録と交通費やお金の発生することがあればその書類、●●●●●さんのことで話し合いがあっただけの書類	部分開示 (個人情報) (文書不存在)
47	平成29年8月18日	教育委員会	指導課	教育委員会●●●●●の職員調査 ●●●●●さんの自殺前日ガラス窓が割れた問題でガラス窓の弁償代もしくは学校での経費かもしれませんが、その記録のわかるものと、この件の記録ののったもの全て — 学校でトラブルが発生した時の記録簿の型枠と2014年度から2016年度までの記録分（●●●中学校分）	部分開示 (個人情報) (意思決定過程情報) (事務事業執行情報) (文書不存在)
47	平成29年8月18日	市長（総務部）	総務課	取手市顧問弁護士の名前と報酬のわかるもの いま抱えている裁判とそれにかかるお金の発生するものわかるもの	全部開示
48	平成29年9月7日	市長（都市整備部）	建築指導課	狭あい道路事前協議書（平成●●●年度）地名、地番、取手市●●●●●-●●●、●●●●●-●●●に係る狭あい道路事前協議時の申請書の表紙のみ	部分開示 (個人情報) (法人情報)
49	平成29年9月25日	市長（総務部）	市民協働課	平成28・29年に契約した、傷害保険・賠償責任保険・動産保険の補償額、保険期間、保険料が記載されている証券・明細書等の写し。入札、見積合わせ時に使用した仕様書等の写し。入札、見積合わせの結果がわかる文書の写し。（保険料が10万円以上の契約） 市民協働課	不開示 (文書不存在)
50	平成29年9月25日	市長（総務部）	情報管理課	平成28・29年に契約した、傷害保険・賠償責任保険・動産保険の補償額、保険期間、保険料が記載されている証券・明細書等の写し。入札、見積合わせ時に使用した仕様書等の写し。入札、見積合わせの結果がわかる文書の写し。（保険料が10万円以上の契約） 情報管理課	不開示 (文書不存在)
51	平成29年9月25日	市長（総務部）	安全安心対策課	平成28・29年に契約した、傷害保険・賠償責任保険・動産保険の補償額、保険期間、保険料が記載されている証券・明細書等の写し。入札、見積合わせ時に使用した仕様書等の写し。入札、見積合わせの結果がわかる文書の写し。（保険料が10万円以上の契約） 安全安心対策課	不開示 (文書不存在)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
52	平成29年9月25日	市長（政策推進部）	文化芸術課	平成28・29年に契約した、傷害保険・賠償責任保険・動産保険の補償額、保険期間、保険料が記載されている証券・明細書等の写し。入札、見積合わせ時に使用した仕様書等の写し。入札、見積合わせの結果がわかる文書の写し。（保険料が10万円以上の契約） 文化芸術課	不開示 （文書不存在）
53	平成29年9月25日	市長（健康増進部）	保健センター	平成28・29年に契約した、傷害保険・賠償責任保険・動産保険の補償額、保険期間、保険料が記載されている証券・明細書等の写し。入札、見積合わせ時に使用した仕様書等の写し。入札、見積合わせの結果がわかる文書の写し。（保険料が10万円以上の契約） 保健センター	不開示 （文書不存在）
54	平成29年9月25日	市長（健康増進部）	健康づくり推進課	平成28・29年に契約した、傷害保険・賠償責任保険・動産保険の補償額、保険期間、保険料が記載されている証券・明細書等の写し。入札、見積合わせ時に使用した仕様書等の写し。入札、見積合わせの結果がわかる文書の写し。（保険料が10万円以上の契約） 健康づくり推進課	不開示 （文書不存在）
55	平成29年9月25日	市長（財政部）	公共施設整備課	平成28・29年に契約した、傷害保険・賠償責任保険・動産保険の補償額、保険期間、保険料が記載されている証券・明細書等の写し。入札、見積合わせ時に使用した仕様書等の写し。入札、見積合わせの結果がわかる文書の写し。（保険料が10万円以上の契約） 公共施設整備課	不開示 （文書不存在）
56	平成29年9月25日	市長（まちづくり振興部）	環境対策課	平成28・29年に契約した、傷害保険・賠償責任保険・動産保険の補償額、保険期間、保険料が記載されている証券・明細書等の写し。入札、見積合わせ時に使用した仕様書等の写し。入札、見積合わせの結果がわかる文書の写し。（保険料が10万円以上の契約） 環境対策課	不開示 （文書不存在）
57	平成29年9月25日	市長（まちづくり振興部）	農政課	平成28・29年に契約した、傷害保険・賠償責任保険・動産保険の補償額、保険期間、保険料が記載されている証券・明細書等の写し。入札、見積合わせ時に使用した仕様書等の写し。入札、見積合わせの結果がわかる文書の写し。（保険料が10万円以上の契約） 農政課	不開示 （文書不存在）
58	平成29年9月25日	市長（まちづくり振興部）	産業振興課	平成28・29年に契約した、傷害保険・賠償責任保険・動産保険の補償額、保険期間、保険料が記載されている証券・明細書等の写し。入札、見積合わせ時に使用した仕様書等の写し。入札、見積合わせの結果がわかる文書の写し。（保険料が10万円以上の契約） 産業振興課	不開示 （文書不存在）
59	平成29年9月25日	市長（建設部）	道路建設課	平成28・29年に契約した、傷害保険・道路賠償責任保険・動産保険の補償額、保険期間、保険料が記載されている証券・明細書等の写し。入札、見積合わせ時に使用した仕様書等の写し。入札、見積合わせの結果がわかる文書の写し。（保険料が10万円以上の契約） 道路建設課	不開示 （文書不存在）
60	平成29年9月25日	市長（建設部）	管理課	平成28・29年に契約した、傷害保険・道路賠償責任保険・動産保険の補償額、保険期間、保険料が記載されている証券・明細書等の写し。入札、見積合わせ時に使用した仕様書等の写し。入札、見積合わせの結果がわかる文書の写し。（保険料が10万円以上の契約） 管理課	部分開示 （法人情報） （文書不存在）
61	平成29年9月25日	市長（建設部）	水とみどりの課	平成28・29年に契約した、傷害保険・賠償責任保険・動産保険の補償額、保険期間、保険料が記載されている証券・明細書等の写し。入札、見積合わせ時に使用した仕様書等の写し。入札、見積合わせの結果がわかる文書の写し。（保険料が10万円以上の契約） 水とみどりの課	不開示 （文書不存在）
62	平成29年9月25日	市長（建設部）	排水対策課	平成28・29年に契約した、傷害保険・賠償責任保険・動産保険の補償額、保険期間、保険料が記載されている証券・明細書等の写し。入札、見積合わせ時に使用した仕様書等の写し。入札、見積合わせの結果がわかる文書の写し。（保険料が10万円以上の契約） 排水対策課	部分開示 （法人情報） （文書不存在）
63	平成29年9月25日	市長（都市整備部）	区画整理課	平成28・29年に契約した、傷害保険・賠償責任保険・動産保険の補償額、保険期間、保険料が記載されている証券・明細書等の写し。入札、見積合わせ時に使用した仕様書等の写し。入札、見積合わせの結果がわかる文書の写し。（保険料が10万円以上の契約） 区画整理課	不開示 （文書不存在）

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
64	平成29年9月25日	市長（都市整備部）	中心市街地整備課	平成28・29年に契約した、傷害保険・賠償責任保険・動産保険の補償額、保険期間、保険料が記載されている証券・明細書等の写し。入札、見積合わせ時に使用した仕様書等の写し。入札、見積合わせの結果がわかる文書の写し。（保険料が10万円以上の契約） 中心市街地整備課	不開示 （文書不存在）
65	平成29年9月25日	市長（都市整備部）	都市計画課	平成28・29年に契約した、傷害保険・賠償責任保険・動産保険の補償額、保険期間、保険料が記載されている証券・明細書等の写し。入札、見積合わせ時に使用した仕様書等の写し。入札、見積合わせの結果がわかる文書の写し。（保険料が10万円以上の契約） 都市計画課	不開示 （文書不存在）
66	平成29年9月25日	教育委員会	学務給食課	平成28・29年に契約した、傷害保険・賠償責任保険・動産保険の補償額、保険期間、保険料が記載されている証券・明細書等の写し。入札、見積合わせ時に使用した仕様書等の写し。入札、見積合わせの結果がわかる文書の写し。（保険料が10万円以上の契約） 学務給食課	不開示 （文書不存在）
67	平成29年9月25日	教育委員会	教育総務課	平成28・29年に契約した、傷害保険・賠償責任保険・動産保険の補償額、保険期間、保険料が記載されている証券・明細書等の写し。入札、見積合わせ時に使用した仕様書等の写し。入札、見積合わせの結果がわかる文書の写し。（保険料が10万円以上の契約） 教育総務課	不開示 （文書不存在）
68	平成29年9月25日	教育委員会	スポーツ生涯学習課	平成28・29年に契約した、傷害保険・賠償責任保険・動産保険の補償額、保険期間、保険料が記載されている証券・明細書等の写し。入札、見積合わせ時に使用した仕様書等の写し。入札、見積合わせの結果がわかる文書の写し。（保険料が10万円以上の契約） スポーツ生涯学習課	不開示 （文書不存在）
69	平成29年9月29日	議会	議会事務局	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、議員や政党や政治団体宛ての文書、議員や政党や政治団体からの文書、パネル等の使用に関する文書、議員質問に関する文書、再質等の文書、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	部分開示 （個人情報） （事務事業執行情報）

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
70	平成29年9月29日	消防長	消防本部警防課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時(●●)＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、通報に関する文書、救急活動に関する文書、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	部分開示 (個人情報)
70	平成29年9月29日	消防長	消防本部総務課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時(●●)＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、通報に関する文書、救急活動に関する文書、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	全部開示
71	平成29年9月29日	教育委員会	教育総務課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時(●●)＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	部分開示 (個人情報) (意思決定過程情報) (法人情報) (事務事業執行情報)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
71	平成29年9月29日	教育委員会	学務給食課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	部分開示 (個人情報) (意思決定過程情報) (事務事業執行情報) (国等協力関係情報) (法人情報)
71	平成29年9月29日	教育委員会	指導課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	部分開示 (個人情報) (意思決定過程情報) (事務事業執行情報) (法人情報)
72	平成29年9月29日	市長（総務部）	総務課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	部分開示 (個人情報) (事務事業執行情報)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
72	平成29年9月29日	市長（総務部）	人事課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	部分開示 （個人情報）
72	平成29年9月29日	市長（政策推進部）	政策推進課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	部分開示 （個人情報） （法人情報） （意思決定過程情報） （事務事業執行情報）
72	平成29年9月29日	市長（政策推進部）	秘書課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	部分開示 （個人情報） （公共安全情報） （法人情報）

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
72	平成29年9月29日	市長（政策推進部）	広報広聴課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	部分開示 （個人情報） （意思決定過程情報） （法人情報）
72	平成29年9月29日	市長（政策推進部）	魅力とりで発信課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	部分開示 （個人情報） （意思決定過程情報） （事務事業執行情報）
72	平成29年9月29日	市長（財政部）	財政課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	部分開示 （法人情報）

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
72	平成29年9月29日	市長（会計課）	会計課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	部分開示 （個人情報） （法人情報） （事務事業執行情報）
72	平成29年9月29日	市長（健康増進部）	保健センター	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	全部開示
72	平成29年9月29日	市長（福祉部）	子育て支援課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	部分開示 （個人情報）

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
72	平成29年9月29日	市長（福祉部）	高齢福祉課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	部分開示 (個人情報)
72	平成29年9月29日	市長（福祉部）	障害福祉課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	全部開示
72	平成29年9月29日	市長（福祉部）	社会福祉課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	全部開示

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
72	平成29年9月29日	市長（まちづくり振興部）	産業振興課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	全部開示
72	平成29年9月29日	市長（総務部）	情報管理課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	部分開示 （個人情報） （法人情報）
72	平成29年9月29日	市長（財政部）	管財課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	部分開示 （個人情報） （事務事業執行情報）

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
72	平成29年9月29日	市長（総務部）	市民課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	全部開示
72	平成29年9月29日	市長（健康増進部）	健康づくり推進課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	部分開示 （個人情報）
72	平成29年9月29日	市長（総務部）	市民協働課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●さん＝当時（●●）＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	部分開示 （個人情報）

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
73	平成29年10月10日	教育委員会	公民館	「社会教育法（社会教育の定義）第二条」が、すなわち公民館利用者が従わねばならぬ公民館利用の条件となる法令上の条文を示せ。 （2017年10月10日、取手市立戸頭公民館●●●●●●は、公民館利用について「利用申請書」に「団体名」を記入せねばならぬ法的根拠として、前記の社会教育法第二条の「組織的な教育活動」なる文言を挙げたが、一読して理解しうることと、当該条文は社会教育法自体の「定義」であり、「組織的な教育活動」をすべき主体は明らかに地方自治体であり、公民館利用者でない。公民館についての同法規定は、第5章にしか示されていない。前記●●●●●●は、法の定義と公民館利用の条件さえ理解してないのである。標記の「示せ」について第5章から、利用者の従うべき法令の規定を示せ。）	不開示 (文書不存在)
74	平成29年10月12日	教育委員会	公民館	現在の取手市立公民館の「利用申請書」に、「団体名」書かなければ利用を許可できない、と同市立公民館長は明言し、さらに口頭で「参加者は何人いるか」と尋ねた。これらの「許可条件」が、社会教育法第5条の「公民館」に関する規定のいずれに存在するか、地方自治法第二条②の定めにより、該当する法律名を示せ。	不開示 (文書不存在)
75	平成29年10月16日	教育委員会	公民館	地方自治法第244条2は「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」とする。なぜ社会教育法第2条が、個人が利用申請者として公民館の利用を申請することを拒むことが、前記自治法に規定する「正当な理由」となるのか。根拠となる法令条文および判例等を示せ。	不開示 (文書不存在)
76	平成29年10月13日	教育委員会	公民館	2017年10月13日までに「取手市立公民館利用申請書」の「利用者」欄に「団体名」を記入させていた同申請書のうち、最古の同申請書を示せ。	部分開示 (個人情報)
77	平成29年10月16日	市長（財政部）	課税課	取手市の、土地・家屋課税台帳や土地・家屋価格等総覧帳簿等に登録された「土地の所在・地番・地目・地積」、「家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・新築年月日」の登記事項一覧データ（電磁的記録）	不開示 (文書不存在)
78	平成29年10月17日	教育委員会	公民館	本請求日の約2年以内に、●●●●●●は●●●●●●とほぼ同様の公民館利用申請書を見、その法的問題点を戸頭公民館窓口で指摘した。その後本請求日まで、取手市公民館の許可または不許可の条件について、社会教育法第23条にかかわる改善を行った事実あらば、その証拠となる公文書すべてを示せ。	不開示 (文書不存在)
79	平成29年10月18日	教育委員会	公民館	1. ●●●●●●年●●月●●日、取手市公民館●●●●●●は、公民館に関する要綱が法的拘束力を持たず、要綱による一切の強要が適法でない旨請求人が教示したにもかかわらず、「条例規則にはありませんが、要綱でやります」と明言した。自治体の要綱が法的拘束力を持つ根拠となる法令を示せ。 2. ●●●●●●年●●月●●日、前記●●●●●●は、前記内容につき「要綱を規則にします」と明言した。本請求の日までに定められた、同内容に関する規則を示せ。	不開示 (文書不存在)
80	平成29年10月19日	市長（まちづくり振興部）	産業振興課	取手市営駐車場条例に関する下記文書 1 2017年度の地権者と市長との土地賃貸借契約書 2 同市長と駐車場使用者との賃貸借契約書 3 市長が駐車場使用者に発行した車庫証明書控え（直近のもの） 4 取手市営駐車場条例に関し、●●●●●●に●●回質問させていただき同質問に対して、同じく●●回回答書を頂きました。該回答に係わる市長決裁に関係した、正式名称は不詳であるが取手市起案用紙（甲）市長までの決裁印が押印されたもの、●●回回答分●●通。	部分開示 (法人情報) (文書不存在) (存否応答拒否)
81	平成29年10月23日	教育委員会	学務給食課	●●●●●●の●●●●●●です。 今年もよろしくお願ひ致します。 1. 平成29年度の各小学校別心臓検診結果集計表 2. 平成29年度の各中学校別心臓検診結果集計表 3. 平成29年度の小学校心臓病有所見者病名一覧 4. 平成29年度の中学校心臓病有所見者病名一覧 県へ提出した書類の写しをそのままコピーしていただけるよう、お願ひ致します。	部分開示 (個人情報)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
82	平成29年10月23日	市長（総務部）	人事課	人事課へ 1. ●●●●年●●月●●日、人事課●●●●は、「公文書等の管理に関する法律」が「国の文書に関する法律」に限られるものであるから、地方自治体の公文書はこれに該当しない旨の発言を行った。ついては、同法第34条（地方自治体の文書管理）の規定が取手市に適用できない法的根拠を証する文書を示せ。 2. 教育委員会にかねて●●●●済みである、●●●●年●●月●●日付の請求を、同公民館●●●●は前記●●●●を前記の法第34条規定に照らし、「公文書は1年で廃棄している」を●●●●に電話で発言した。その行為が事実とすれば、それが適法である法的根拠（「取手市文書管理規則」を含んでも可）を証する文書をすべて示せ。	部分開示 （文書不存在）
83	平成29年10月23日	教育委員会	公民館	1. 「取手市公民館利用申請書」の様式の保管、管理義務の期間が約1年間である明確な法的根拠を、「公文書等の管理に関する法律」第34条、及び「取手市文書管理規則」により示せ。また当該義務は何年間であるのかを前記法令により示せ。 2. ●●●●月●●日、取手市戸頭公民館●●●●は、同市立公民館の利用申請書が団体でなければならず、また「利用者は何人か」という旨の通告、質問を本請求人に行った。その際●●●●が社会教育法第2条は利用者の権利の制限、義務にかかわらぬ旨教示したにもかかわらず、電話で「見解の相違」と答えた。「見解の相違」とは、当然、相互にじゅうぶんな根拠を示した上で論議を踏まえた上で、どうしても意見の一致を見ない（「見解」が根拠を踏まえていなければ、そういう文言は使えないことは言うまでもない）場合にのみ使用しうる文言である。本件において、法的、合理的根拠を踏まえた「相違」であることを、地方自治法第2条②に照らし、適法であることを証するすべての文書を示せ。	部分開示 （文書不存在）
84	平成29年10月27日	市長（総務部）	市民課	取手市住居表示台帳の写し ●●●●, ●●●●	全部開示
85	平成29年10月30日	教育委員会	公民館	公民館の利用申込書の保存義務期間を示した取手市の法的根拠を示す文書のすべて	全部開示
86	平成29年10月30日	市長（都市整備部）	都市計画課	①. 取手市で把握している生産緑地地区の指定状況の一覧リスト【農地所在地番、面積、生産緑地名（番号）、制限解除日、地区指定解除日等】。 ②. ①の生産緑地地区の位置を特定するための位置確認図。	全部開示
87	平成29年11月1日	教育委員会	公民館	・取手市立公民館の設置及び管理運営規則 第4条3項「利用を適当でないと認めるときは、理由を付してその旨を申請に通知するものとする」とする規定に、取手市教育委員会は従っていない。戸頭公民館●●●●は申請者に「不許可」を伝えているにもかかわらず、前記義務を怠っている。 前記規則に従っていない法的根拠を証する文書示せ。	不開示 （文書不存在）
88	平成29年11月5日	市長（政策推進部）	文化芸術課	1. 「取手市立公益財団法人取手文化事業団定款」のすべて 2. 取手文化事業団による公の施設の管理の業務に関する、最新の事業報告書（地方自治法第244条の二の7の規定による）のすべて	全部開示
89	平成29年11月10日	教育委員会	公民館	取手市文書管理規則第35条関係別表「保存期間」のうち「永年」の設定基準14に「許可、認可又は契約に関する重要な文書」のうち、同規則第34条2では「所管課長が定める」とある。公民館の利用申請書は「許可、認可」にかかわる。これが「永年で設定基準」とあるにもかかわらず「重要」でない法的根拠を示す文書を、地方自治法第2条②に基づき示せ。	不開示 （文書不存在）
90	平成29年11月13日	市長（建設部）	管理課	道路賠償責任保険の過去5年間の事故件数、支払保険金額の実績がわかる文書 管理課	部分開示 （個人情報） （法人情報）

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
91	平成29年11月21日	市長（まちづくり振興部）	産業振興課	<p>取手市市営駐車場に関する下記の文書</p> <p>1 平成29年度の地権者と市長との土地賃貸借契約書</p> <p>2 同市長と駐車場使用者との賃貸借関係文書（契約書等）</p> <p>3 駐車場使用者に車庫証明を発行している関係文書（全て）</p> <p>4 車庫証明を発行するに当たり、市長と担当部長（課長）との協議関係文書</p> <p>5 平成28年度に（期日不詳）転貸禁止契約を抹消したようだが、これに関するすべての文書等</p> <p>6 取手市市営駐車場に関し、これまでいろいろとメール等でやり取りをしてきましたが、下記回答書等に関する起案書</p> <p>ア 平成●●年●●月●●日付け回答書（回答者：●●●●）</p> <p>イ 平成●●年●●月●●日付け取まち発第●●●●号（市長回答）</p> <p>ウ 平成●●年●●月●●日付け、取政発第●●●●号（市長回答）</p> <p>エ 平成●●年●●月●●日付け、回答書（回答者：●●●●）</p> <p>オ 平成●●年●●月●●日付け、取市発第●●●●号（市長回答）</p> <p>カ 平成●●年●●月●●日付け、取市発第●●●●号（市長回答）</p>	部分開示 （個人情報） （法人情報） （文書不存在）
91	平成29年11月21日	市長（政策推進部）	秘書課	<p>6 取手市市営駐車場に関し、これまでいろいろとメール等でやり取りをしてきましたが、下記回答書等に関する起案書</p> <p>ア 平成●●年●●月●●日付け回答書（回答者：●●●●）</p> <p>イ 平成●●年●●月●●日付け取まち発第●●●●号（市長回答）</p> <p>ウ 平成●●年●●月●●日付け、取政発第●●●●号（市長回答）</p> <p>エ 平成●●年●●月●●日付け、回答書（回答者：●●●●）</p> <p>オ 平成●●年●●月●●日付け、取市発第●●●●号（市長回答）</p> <p>カ 平成●●年●●月●●日付け、取市発第●●●●号（市長回答）</p>	部分開示 （個人情報）
91	平成29年11月21日	市長（政策推進部）	広報広聴課	<p>6 取手市市営駐車場に関し、これまでいろいろとメール等でやり取りをしてきましたが、下記回答書等に関する起案書</p> <p>ア 平成●●年●●月●●日付け回答書（回答者：●●●●）</p> <p>イ 平成●●年●●月●●日付け取まち発第●●●●号（市長回答）</p> <p>ウ 平成●●年●●月●●日付け、取政発第●●●●号（市長回答）</p> <p>エ 平成●●年●●月●●日付け、回答書（回答者：●●●●）</p> <p>オ 平成●●年●●月●●日付け、取市発第●●●●号（市長回答）</p> <p>カ 平成●●年●●月●●日付け、取市発第●●●●号（市長回答）</p>	部分開示 （個人情報）
91	平成29年11月21日	市長（会計課）	会計課	<p>6 取手市市営駐車場に関し、これまでいろいろとメール等でやり取りをしてきましたが、下記回答書等に関する起案書</p> <p>ア 平成●●年●●月●●日付け回答書（回答者：●●●●）</p> <p>イ 平成●●年●●月●●日付け取まち発第●●●●号（市長回答）</p> <p>ウ 平成●●年●●月●●日付け、取政発第●●●●号（市長回答）</p> <p>エ 平成●●年●●月●●日付け、回答書（回答者：●●●●）</p> <p>オ 平成●●年●●月●●日付け、取市発第●●●●号（市長回答）</p> <p>カ 平成●●年●●月●●日付け、取市発第●●●●号（市長回答）</p>	部分開示 （個人情報）
92	平成29年11月27日	市長（都市整備部）	建築指導課	第H●●確認－工取手市●●●●●●号	部分開示 （個人情報） （法人情報）

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
93	平成29年11月27日	教育委員会	公民館	<p>1. ●●●●年●●月●●日付で郵送した内容証明郵便の通知請求書に対する回答が、●●年●●月●●日現在、届いていない。●●年●●月●●日付で、教育委員会より「確認」が届いたが、同文書が名宛人に届いたのは期限当日の●●日であった。さらに「確認」にあった●●月●●日付以外に、名宛人が提出した利用申請書は確認当日までに存在しないのであるから、確認の意味は存在しないのであるから、意味をなさぬ旨同●●日に電話において公民館●●●●●●に教示したが、確認の必要の根拠を●●●●●●は答えなかった。確認の要なき●●●●●●の請求に、公民館規則第4条2、3に従う意思はあるのか否か、あるとすれば●●年●●月●●日までに名宛人に、前記内容証明郵便の回答をあらゆる方法で届けよ。</p> <p>2. 前記●●月●●日付利用申請書は、公民館規則第4条関係第1号であり、●●年●●月●●日で再度の●●●●●●の利用申請に示された「取手市立公民館利用許可書兼使用料領収書」は、同一内容の申請にかかわらず様式が異なっている（後者は第2号）。いかなる法的（主として条例、規則等）において異なる申込文書を発行したか、法的根拠を示すすべての公文書を示せ。</p> <p>3. 前記「（前略）利用許可書兼使用料領収書」は、明らかに、社会教育法および取手市の本件にかかる条例規則等に定める、公民館利用のすべてにかかる「審査」の定めを無視したものである。この疑問に対し取手公民館●●●●●●は「2度手間だから」と発言した。手間がかかるから法令の「審査」の定めを無視してよい法的根拠を示す公文書のすべてを示せ。</p>	不開示 (存否応答拒否)
94	平成29年12月4日	市長（財政部）	課税課	取手市固定資産（土地）評価事務取扱要領	全部開示
95	平成29年12月14日	教育委員会	公民館	<p>1. 公民館を「団体利用」でなければ不許可とする法的根拠を示すすべての公文書を明示せよ。</p> <p>○平成●●年●●月●●日付「追加の回答」について、その②本分7行目「交付しております」なる文言は、規則に定める審査を前提としていない。申請すなわち利用許可を意味してよいことの半焼となる。社会教育法および取手市条例規則違反でない法的根拠を示す文書のすべてを示せ。なお、当該文書中の「予定」は法的根拠とならない。</p>	不開示 (文書不存在)
96	平成29年12月15日	教育委員会	公民館	取手市公民館に関する、本請求受理日より最近1年間のすべての会議の記録（個人名以外のすべての文言を含む）。	部分開示 (個人情報)
96	平成29年12月15日	教育委員会	教育総務課	取手市公民館に関する、本請求受理日より最近1年間のすべての会議の記録（個人名以外のすべての文言を含む）。	全部開示
97	平成29年12月25日	教育委員会	公民館	<p>1. 平成●●年●●月●●日付「追加の回答について」の①末尾「利用申請の審査時」なる文言中の「審査」とは、いつ、どこで、誰が行ったか、それを示す公文書のすべて。</p> <p>2. 前記①の「他の利用要件」とは、法令上、いかなる要件を指すか。それを示す公文書のすべて。</p> <p>3. 前記1「追加の回答」②「利用を許可し」とは、当然、審査を前提としている。取手市教育委員会はこれまで申請者に、取手市立公民館の設置及び管理及び管理運営規則の第4条2における「利用許可書」の交付をいつ行ったか、最近1年間の、その事実を示すすべての公文書。</p> <p>4. 前記すべてを含み、前記「追加の回答」②、前記規則同条同項における「公民館使用料」は前記の通り「利用許可書」交付の事実がなければ、「使用料」を「頂戴の上」、つまり前記許可書交付の事実なければ使用料を前納する義務はない。にもかかわらず前納させる法的根拠となる公文書のすべて。</p> <p>5. 前記4を踏まえ、前記「追加の回答」②の、使用料前納を前提として「利用許可書兼領収書」を交付する法的根拠となる公文書のすべてを示せ。この「兼」なる様式は前記「審査」を含んでいない。前記規則に定める「利用許可書」の交付なしに、申請時に前納させることは前記の通り不可能であるから、戸頭公民館のいう「二度手間だから」という言い分が正当化しうる法的根拠を示す公文書すべて。</p> <p>6. 前記5の②末尾「予定」とはいついかなる内容で行うのか。これまで指摘してきた通り、教育委員会は公民館に関する法的根拠を「文書不存在」というあり得ぬ理由によって情報を不開示としてきた。しかも改正を行っていない。この事実が法的根拠となる公文書のすべて。</p>	部分開示 (個人情報) (文書不存在)
98	平成29年12月27日	教育委員会	公民館	<p>1. 1人で公民館を利用できない法的根拠を文書で示せ。</p> <p>2. 直近1年間、「取手市立公民館の設置及び管理運営規則」第4条2または3による利用許可書または理由を付した不許可の通知を行った記録のすべてを示せ。</p>	部分開示 (個人情報) (文書不存在)
99	平成29年12月27日	教育委員会	公民館	本日より直近1年間の、公民館の利用の許認可に関する会議および許認可に関する記録のすべて	全部開示

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
105	平成30年1月6日	教育委員会	学務給食課	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●●さん＝当時(●●)＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切のうち、取手市立●●●●●●中学校の保有分一切。 たとえば、職員会議録やその資料、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のでのメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。 平成29年10月3日以降に作成または取得した分に限る。	不開示 (文書不存在)
106	平成30年1月6日	監査委員	監査委員事務局	平成27年11月に茨城県取手市立中●年の●●●●●●さん＝当時(●●)＝が「いじめられたくない」と日記に書き残して自殺した件に関する文書一切。 たとえば、監査請求書、監査結果、陳述書、職員や関係者等への聴取に関する文書、監査で使用した文書、口頭意見陳述録の文書、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のでのメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。	全部開示
107	平成30年1月17日	教育委員会	公民館	A. 平成●●年●●月●●日付で開示された「報告書」について 1. 当該会議の席に書記が存在していた以上、「報告書」以外の記録が当然存在する。報告書以外の記録の一切を示せ。 2. 前記1の「報告書」について、「団体名の記録が無くては」「個人で利用するときは」なる文言は、公民館の申請、利用とも、明らかに違法でない限り、利用を認められるのが原則である旨、すでに教示してあるにもかかわらず、前記「報告書」の文言は明らかに団体利用を前提、優先している。団体利用を前提、優先、原則とする法的根拠を証するすべての公文書を示せ。 3. 公民館利用申請書、許可書兼領収書等の様式は必ず変更されねばならぬ旨も、すでに教示済み。なぜ、曖昧きわまる「方向」しか示さないのか。具体的な変更内容を示せ。 4. 「お知らせ」文章中、「利用当日・・・申請書を提出の上」とある。いかなる根拠で当日に申請しなければならないのか？個人でも団体でも、事前(当日以前)に申請し、法令違反の使用目的、内容でない限り(条例を含む)、事前に許可書を発行するのが当然である。当日に申請しなければならない場合は法令上の根拠を証する公文書を示せ。なお、当日まで申請書を提出させず、当日になって部屋が「空いて」いず、申請者、参加者に交通費など明らかに損害を生じさせた場合、損害賠償請求の対象となる。 5. これも指摘済み、社会教育法2条を法的根拠として公民館利用の申請を不許可処分とした行為は、明白な違法行為である。本請求日現在、教育委員会はそれを認めていないが、本処分が違法でない法的根拠を証するすべての公文書を示せ。 B. 管理運営規則について 1. 「規則」は法令構成上、当然、法律に従った条例に付随する内容でなければならない。本件は内容上、個人の利用を規制するものではない。法律、条例に従った範囲での、条例による委任を含めた規則改正案の全文を示せ。 2. 「仮予約の範囲」が、個人でも利用できるのは法令上、当然の権利であることも、すでに教示済み。なぜ、「仮予約」であるのか、法的根拠を証する公文書すべてを示せ。 3. 前記「報告書」の内容は前記すべてに照らし、ほぼすべてが誤っている。直ちに全文を改め、再度改正案を示せ(「お知らせ」を含む)。当然、開示決定期限内である。 4. 前記規則に限らず、本件に関し、従前の教育委員会の見解・請求に対する●●●●●●による●●●●●●、また一切、法的根拠を示した事実が存在しないことなど、教育委員会は明らかに日本国法令より取手市教育委員会の根拠のない見解を優先し、上位に置いている。国の法令より自治体の見解を優先し、上位に置く法的根拠を優先することが(当然、法的に)正当であることを証するすべての文書を示せ。	部分開示 (文書不存在)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
108	平成30年1月22日	教育委員会	図書館	取手市立図書館へ ・取手市立公民館図書室の管理運営に関する条例等法令条文のすべてを示せ。 標記公民館図書室は、当然、社会教育法第5条に、標記内容に関して従う義務を負う。別に、同市立図書館は図書館法に従わなければならない。 「取手委発第●●●●●号」において、同教育委員会委員長は、●●●●●の情報公開請求に対し、●●●●●を●●●●●に●●●●●にした。 当然、前記法律により、社会教育法による公民館の施設は、同法に従い公民館条例とそれに委任された規則で定められねばならぬが、前記公民館の条例および規則には、図書館に関する規定がまったく存在しない。すなわち、同図書室は、法令上の根拠を持たない。この事実自体が、地方自治法第2条の重大な違反である。本請求日までに存在する、当該施設の法的根拠となる文書を示せ。	全部開示
109	平成30年1月26日	教育委員会	公民館	「取手市公民館の設置及び管理運営規則」第6条が、社会教育法と図書館法の、異なる法律をまたいで、規則において法的拘束力を有することを証するすべての公文書を示せ。	不開示 (文書不存在)
109	平成30年1月26日	教育委員会	図書館	「取手市公民館の設置及び管理運営規則」第6条が、社会教育法と図書館法の、異なる法律をまたいで、規則において法的拘束力を有することを証するすべての公文書を示せ。	不開示 (文書不存在)
110	平成30年2月2日	教育委員会	公民館	平成●●年●●月●●日付の「●●●●●通知書」において、1. ●●●●●部分の「概要」中、①, ②, ③, ④の請求に対し、いずれも「●●●●●」とするが、これは単なる●●●●●ではなく、法的根拠自体が存在しないのである。前記のいずれについても法的根拠の存在しない事実は、これまでの公民館個人利用の不許可と不利益、および団体利用の有利を優先、②の不許可処分、③の様式の適法、④の当該拒否が正当であると教育委員会が主張していることはすべて法的根拠を持たず、従って一切が適法でない事実を示している。にもかかわらず、同委員会は本請求日現在、改めていない。改められない法的根拠、合理的根拠を証するすべての公文書を示せ。なお、当然、前記根拠を今後をすべて示さない場合、一切の違法、適当でない措置に対し、従う意思はない。	不開示 (文書不存在)
111	平成30年2月2日	教育委員会	指導課	平成28年～29年にかけて取手市教育委員会が「市立中学校生徒自殺事案調査」のため6名の調査委員会を設置し、調査した委員会の議事録と、実施したすべての調査内容に関する資料。2か年継続して調査した調査報告書。調査途中の解散により、完了後の報告書がなければ、中間もしくは経過報告書などすべての資料。	部分開示 (個人情報) (法人情報) (事務事業執行情報) (文書不存在)
112	平成30年2月5日	教育委員会	公民館	1. 取手市立公民館の利用申請書のどの箇所に、申請に対する審査を行った文言があるか。該当する文言のある申請書を示せ。 2. 前記1に関し、同公民館の設置及び管理運営規則第4条2. 3項に定める「審査」が現実に行われた事実を証する文書を示せ。因みに、●●●●●は前記申請の際、明らかに教育委員会は審査を行わずに「利用許可書兼領収書」を手渡している(すべての申請について)。 3. 前記1および2について、規則に定める審査を行った事実が存在しなければ、当然、許可または不許可処分を行うことはできない。必ず審査が行われた客観的根拠を持つ許可書を示せ。すでに指摘済みとおり、前記許可書兼領収書は許可書となることはできない。前記規則の許可または不許可は、申請→審査→許可または不許可の通知→利用料前納の請求でなければならない。この手続によっていなければ利用料前納の義務は生じない。 4. 平成●●年●●月●●日、教育委員会は●●●●●に対し、違法な利用不許可処分を行った。当然、行政処分はこれを取消さぬ限り、不許可処分のまま現在も残っているが、教育委員会は取消し処分を行わずに、誤った内容の「訂正」に変えて表現した。この「訂正」は違法行為の取消し(撤回)とならない。改めて、違法な処分を取消した法的根拠を証する文書を示せ。 5. 「公民館利用(変更・取消)申請書」において、変更については申請の必要が認められるが、取消については利用申請者の意思のみによって決定され、申請の要求自体が意味をなさぬ。なぜ取消(または撤回)が申請を要するのか。単なる届出だけでよい。申請を要する法的根拠を証する文書を示せ。 6. 前記5について、前記「免除申請書」(様式第5号)の「決裁」欄に館長および担当者の印を押す箇所がある。館長(係長以下?)と担当者(非常勤職員を含む)がいかなる法的根拠(市の規則等を含む)で決裁権を有するのか。それを証する文書を示せ。 7. 前記6の申請書末尾に「添付書類」とある。個人でも団体でも、なぜ使用料免除の申請に「事業計画書及び収支予算書」の添付を要するのか。少なくとも本請求者には、そんなものは存在しない。要求の法的根拠を証する文書を示せ。	不開示 (文書不存在)
113	平成30年2月9日	市長(総務部)	市民課	平成29年7月1日から29年12月31日までに付定のあった取手市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居表示符定簿(所在地番・住居表示・符定年月日の記載ある一覧表)と該当の住居表示台帳(住居番号付定通知書は不要です)	全部開示
114	平成30年2月22日	教育委員会	指導課	平成●●年●●月●●日付、情報開示請求書による●●月●●日付、●●●●●決定書について、●●月●●日及び●●月●●日、持ち戻った文書	不開示 (文書不存在)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
115	平成30年2月27日	教育委員会	学務給食課	平成30年1月末、アプリを市立中学校6校1、2年生計1495人に導入したとしている、次の文書 1. 学校別生徒数(1、2年生)を表すもの 2. 学校別アプリ登録人数(1、2年生)を表すもの 3. 学年別アプリ登録人数を表すもの	全部開示
115	平成30年2月27日	教育委員会	指導課	平成30年1月末、アプリを市立中学校6校1、2年生計1495人に導入したとしている、次の文書 1. 学校別生徒数(1、2年生)を表すもの 2. 学校別アプリ登録人数(1、2年生)を表すもの 3. 学年別アプリ登録人数を表すもの	不開示 (文書不存在)
116	平成30年3月2日	教育委員会	指導課	平成27年11月11日、●●●中学校生徒自死に関し、同校々長は法律が定める重大事態について、教育委員会を通じて市長に報告する手続きをされているところ、教育委員会が実施した次の文書 文書受付、決裁書、会議録、報告書、発かん簿、その他関連する文書	部分開示 (個人情報) (文書不存在)
117	平成30年3月5日	教育委員会	指導課	平成●●年●●月●●日付、取手市教育委員会発第●●●●●●号回答書にある●●●●●●へ送付したとする議事録を保有しているとある、当該議事録全部	不開示 (事務事業執行情報)
118	平成30年3月6日	教育委員会	公民館	1. 公民館使用について、社会教育法第2条を除き、個人の利用を不許可とすることが合法、適法であることを証するすべての法令、判例等を記した文書のすべてを示せ。 2. 前記1の違法な不許可処分を取り消さなくてよいことを証する、すべての法令、判例等を記したすべての文書を示せ。	不開示 (文書不存在)
119	平成30年3月7日	教育委員会	指導課	いじめに関する条例案に対するパブリックコメント第●●●番にある考え部分の条例検討委員会に関する次の文書 委員名簿、委員会に関する取りきめ文書、児童生徒委員を選任した経緯の判明する文書、児童生徒委員による意見記録、委員等に支払った対価の分かる文書、条例案に児童生徒の意見が反映されている部分	部分開示 (個人情報) (文書不存在)
120	平成30年3月7日	教育委員会	教育総務課	いじめ防止に関する教育委員会委員が条例案作成にかかわったことが判明する文書及びパブリックコメントについて締切りから庁議記録までと教育委員会が行った決議記録、市長、議長への審査手続きが判明する文書	部分開示 (個人情報) (文書不存在)
120	平成30年3月7日	教育委員会	指導課	いじめ防止に関する教育委員会委員が条例案作成にかかわったことが判明する文書及びパブリックコメントについて締切りから庁議記録までと教育委員会が行った決議記録、市長、議長への審査手続きが判明する文書	部分開示 (文書不存在)
121	平成30年3月7日	教育委員会	指導課	現在、学校で実施しているいじめに関するアンケートの内容を示す文書(3月7日、取手市議会に対し答弁した範囲のもの)	全部開示
122	平成30年3月9日	教育委員会	公民館	本年3月8日の総務文教常任委員会における教育委員会答弁における誤りについて 標記委員会における教育長、公民館課長の発言のすべては誤っている。 以下、そのすべてについて、同委員会の発言を正当化しうる法的根拠等を証する文書を示せ。 1. 教育長と前記課長の発言中、明瞭であったのは「お詫びします」という一語のみであった。違法の不許可処分は取消さなければならぬが、この当然きまわる責務を果たさず、言葉だけの謝罪で済ませようとしていることを、法的に正しいことを証する法令、判例等を記した文書を示せ。 2. 前記課長は「個人利用を禁じた法令はありません」と発言した。「ありません」の「が」以後の発言は、何を言おうと法的意味をなさぬ。地方自治法(以後、自治法という)第2条①②③は、公務員の最低限の義務であり、法律の定めのない処分は、それだけで違法である。「ありません」以後の発言が何らかの意味で違法行為を正当化しうることを証する法令、判例等を示せ。 3. 前記課長は、「(前略)許可書兼領収書」の様式を「(前略)管理運営規則」によるとした。本請求人がすでにその様式の不適切を指摘しているにもかかわらず、それに答えぬまま、「規則による」としている。その誤りについて、 ア) 請求人の指摘に答える根拠を示さぬまま規則を改めない(必要により様式を変えるのは、極めて容易である)法的根拠を証する文書を示せ。 イ) 前記課長は様式のみ「規則による」と言い、しかも同規則第4条、2、3の「審査」の定めに従っている証拠を示さぬまま、「審査」の定めに触れていない。同一の規則において、一部はそれに従い、一部はしたがっていない法的根拠を示す文書を示せ。 ウ) 標記委員会で当日の陳情人は本件について、一貫して最も重要な自治法第2条と同24条の2、および社会教育法第23条と、すべて法律の定めを挙げ、教育委員会の違法を論証したが、前記教育長と課長は法律にかかる違法に一切触れず、前記規則の一部のみを挙げた。この事実はどう考えても、容易に変えられる規則の様式を法律より優先(上位に置いている)しているとししか考えられぬ。規則が法律に優先する法的根拠を証する文書を示せ。 4. 前記課長は、前記違法行為の事実に触れず、「他に団体利用を優先している自治体が多い」旨を団体利用を個人利用に優先する根拠とした。その誤りについて、 ①団体利用を優先する(多い)自治体で、条例等で定めている茨城県下自治体のすべての例を挙げよ。 ②前記課長の発言(前記①)は、明らかに「多いから正しい」という趣旨としか考えられぬ。例、その例が「多い」としても、それは単に自治法、社教法に適法に従っていない自治体が「多い」という好ましからざる事実の証明に過ぎぬ。なぜ「多ければその内容を正当化しうる」のか、法的根拠を証する文書(判例、行政実例等を含む)を示せ。	不開示 (文書不存在)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
123	平成30年3月14日	教育委員会	教育総務課	1. 2016年3月16日開催された臨時教育委員会開催の決裁の一式 2. 2016年3月16日の臨時教育委員会で議決された議案8号「取手市立中学校生徒の死亡について」HP上でアップした内容の決裁の一式	全部開示
124	平成30年3月14日	市長（総務部）	市民課	1. 取手市の諸申請・申告等に対する受付事務において、個人番号（マイナンバー）を当該文書（住民等が記入しなければならない）の記入欄で、当該個人番号を記入していない（本請求受理日まで）事例が何件あるか。各所轄ごとに、すべての不記入の件数を示せ。 2. 前記1の不記入について、不記入を理由に当該申告等を受付（受理）しなかった事例があれば、そのすべての事例を各所轄ごとに示せ。	不開示 （文書不存在）
124	平成30年3月14日	市長（総務部）	人事課	1. 取手市の諸申請・申告等に対する受付事務において、個人番号（マイナンバー）を当該文書（住民等が記入しなければならない）の記入欄で、当該個人番号を記入していない（本請求受理日まで）事例が何件あるか。各所轄ごとに、すべての不記入の件数を示せ。 2. 前記1の不記入について、不記入を理由に当該申告等を受付（受理）しなかった事例があれば、そのすべての事例を各所轄ごとに示せ。	不開示 （文書不存在）
124	平成30年3月14日	市長（財政部）	課税課	1. 取手市の諸申請・申告等に対する受付事務において、個人番号（マイナンバー）を当該文書（住民等が記入しなければならない）の記入欄で、当該個人番号を記入していない（本請求受理日まで）事例が何件あるか。各所轄ごとに、すべての不記入の件数を示せ。 2. 前記1の不記入について、不記入を理由に当該申告等を受付（受理）しなかった事例があれば、そのすべての事例を各所轄ごとに示せ。	部分開示 （文書不存在）
124	平成30年3月14日	市長（福祉部）	高齢福祉課	1. 取手市の諸申請・申告等に対する受付事務において、個人番号（マイナンバー）を当該文書（住民等が記入しなければならない）の記入欄で、当該個人番号を記入していない（本請求受理日まで）事例が何件あるか。各所轄ごとに、すべての不記入の件数を示せ。 2. 前記1の不記入について、不記入を理由に当該申告等を受付（受理）しなかった事例があれば、そのすべての事例を各所轄ごとに示せ。	不開示 （文書不存在）
124	平成30年3月14日	市長（福祉部）	社会福祉課	1. 取手市の諸申請・申告等に対する受付事務において、個人番号（マイナンバー）を当該文書（住民等が記入しなければならない）の記入欄で、当該個人番号を記入していない（本請求受理日まで）事例が何件あるか。各所轄ごとに、すべての不記入の件数を示せ。 2. 前記1の不記入について、不記入を理由に当該申告等を受付（受理）しなかった事例があれば、そのすべての事例を各所轄ごとに示せ。	不開示 （文書不存在）
124	平成30年3月14日	市長（福祉部）	子育て支援課	1. 取手市の諸申請・申告等に対する受付事務において、個人番号（マイナンバー）を当該文書（住民等が記入しなければならない）の記入欄で、当該個人番号を記入していない（本請求受理日まで）事例が何件あるか。各所轄ごとに、すべての不記入の件数を示せ。 2. 前記1の不記入について、不記入を理由に当該申告等を受付（受理）しなかった事例があれば、そのすべての事例を各所轄ごとに示せ。	不開示 （文書不存在）
124	平成30年3月14日	市長（福祉部）	障害福祉課	1. 取手市の諸申請・申告等に対する受付事務において、個人番号（マイナンバー）を当該文書（住民等が記入しなければならない）の記入欄で、当該個人番号を記入していない（本請求受理日まで）事例が何件あるか。各所轄ごとに、すべての不記入の件数を示せ。 2. 前記1の不記入について、不記入を理由に当該申告等を受付（受理）しなかった事例があれば、そのすべての事例を各所轄ごとに示せ。	不開示 （文書不存在）

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
124	平成30年3月14日	市長（健康増進部）	国保年金課	1. 取手市の諸申請・申告等に対する受付事務において、個人番号（マイナンバー）を当該文書（住民等が記入しなければならない）の記入欄で、当該個人番号を記入していない（本請求受理日まで）事例が何件あるか。各所轄ごとに、すべての不記入の件数を示せ。 2. 前記1の不記入について、不記入を理由に当該申告等を受付（受理）しなかった事例があれば、そのすべての事例を各所轄ごとに示せ。	不開示 （文書不存在）
124	平成30年3月14日	市長（健康増進部）	保健センター	1. 取手市の諸申請・申告等に対する受付事務において、個人番号（マイナンバー）を当該文書（住民等が記入しなければならない）の記入欄で、当該個人番号を記入していない（本請求受理日まで）事例が何件あるか。各所轄ごとに、すべての不記入の件数を示せ。 2. 前記1の不記入について、不記入を理由に当該申告等を受付（受理）しなかった事例があれば、そのすべての事例を各所轄ごとに示せ。	不開示 （文書不存在）
124	平成30年3月14日	市長（建設部）	管理課	1. 取手市の諸申請・申告等に対する受付事務において、個人番号（マイナンバー）を当該文書（住民等が記入しなければならない）の記入欄で、当該個人番号を記入していない（本請求受理日まで）事例が何件あるか。各所轄ごとに、すべての不記入の件数を示せ。 2. 前記1の不記入について、不記入を理由に当該申告等を受付（受理）しなかった事例があれば、そのすべての事例を各所轄ごとに示せ。	部分開示 （文書不存在）
124	平成30年3月14日	市長（総務部）	藤代総合窓口課	1. 取手市の諸申請・申告等に対する受付事務において、個人番号（マイナンバー）を当該文書（住民等が記入しなければならない）の記入欄で、当該個人番号を記入していない（本請求受理日まで）事例が何件あるか。各所轄ごとに、すべての不記入の件数を示せ。 2. 前記1の不記入について、不記入を理由に当該申告等を受付（受理）しなかった事例があれば、そのすべての事例を各所轄ごとに示せ。	不開示 （文書不存在）
124	平成30年3月14日	市長（総務部）	取手支所	1. 取手市の諸申請・申告等に対する受付事務において、個人番号（マイナンバー）を当該文書（住民等が記入しなければならない）の記入欄で、当該個人番号を記入していない（本請求受理日まで）事例が何件あるか。各所轄ごとに、すべての不記入の件数を示せ。 2. 前記1の不記入について、不記入を理由に当該申告等を受付（受理）しなかった事例があれば、そのすべての事例を各所轄ごとに示せ。	不開示 （文書不存在）
125	平成30年3月19日	教育委員会	公民館	平成●●年●●月●●日付け●●●●●●処分にかかる公民館利用申請書の「預り」について 1. 公の施設（公民館）の利用申請書を公民館で「預る」制度は、取手市のどの公文書で定められているか？その文書のすべてを示せ。 2. 公民館で申請書を預り、公民館課に送らなかった事例（申請者名と住所等、個人の特定にかかる文言を除き）を、すべての申請書の開示で示せ。 3. 公民館で預っていれば当然、公民館規則第4条2、3項に定める審査は不可能である。公民館長に公の施設の許認可にかかる審査の職権があるとする法令、条例規則、行政実例、判例などすべてそれが合法、適法であることを証する文書のすべてを示せ。 4. 某議員によれば、本年3月7日の文教厚生委員会における公民館課長の発言として、「当該申請書は預りであり、電話（口頭）での不許可であり、文書によっていないので、不許可処分にあたらぬ」という。では、教育委員会は、本件にかかる●●●●●●を情報公開請求で求めた際、すべての●●●●●●処分において本件不許可ではない旨をこれまで一切明示、主張しなかったのか？前記規則第4条3項は「申請者に通知するものとする」と定める。口頭による不許可が「通知」に該当しない法令、行政実例、判例など該当しないことを証する文書のすべてを示せ。 5. 口頭による不許可が不許可ではないと仮定すれば、戸頭公民館●●●●●●はそもそも無効な不許可を申請者に電話で伝えたことになる。前記4を正当化できなかった場合、前記●●●●●●はそもそも違法な通知を行ったことになる。では、当該の電話は、前記公民館●●●●●●が独断で行ったのか、教育長または公民館課長による指示で不許可処分ではない電話で「不許可にします」と伝えたのか？この法的責任の所在を明示する文書をすべて示せ。	不開示 （文書不存在）

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
126	平成30年3月22日	教育委員会	公民館	<p>1. 平成30年3月7日文教厚生委員会における公民館課長の発言「電話での不許可は文書による正式な不許可処分でない」旨の文言にかかる事前の教育委員会における、本件にかかる会議、相談、命令、メモなど、すべての記録を示せ。「公文書等の管理に関する法律」第4条「行政機関の職員は（中略）処理に係る事案が軽微なものである場合を除き（中略）文書を作成しなければならない」旨の規定4「個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯」について作成しなければならない義務の定めによる。万一前記記録が文書不存在とすれば、前記法律への違反となる。</p> <p>2. 現在、平成●●年●●月●●日付●●●●●●処分にかかる戸頭公民館●●●●●●の電話による公民館使用不許可の通知は合法であるか違法であるか、どちらかを社会教育法第23条および地方自治法第244条の2の定めにも照らし、あらゆる法令等の根拠を示すことで答えよ。</p> <p>3. 前記2の前記公民館●●●●●●の、不許可の電話による通知は、公の施設の許認可の法的責任を有する職権による電話であったかどうかを、法令、条例、規則等を示すことでその合法性を証明せよ。</p>	不開示 (文書不存在)
127	平成30年3月28日	教育委員会	指導課	<p>①いじめ防止に関する条例作成及び同条例案に対するパブリックコメントそれぞれの決裁文書</p> <p>②アプリ使用、債務負担行為、平成30年4月1日生徒数見込みによる年間使用料積算根拠である業者が提出した見積書及びその基となる業者に公布した資料及び決裁文書</p>	部分開示 (法人情報) (文書不存在)
128	平成30年3月28日	教育委員会	公民館	<p>1. 平成●●年●●月●●日付情報公開請求にかかる、戸頭公民館●●●●●●からの電話による不許可通知について、同館●●●●●●による以下2、3に照らした明らかな越権行為についてそれを正当化する法的根拠を証する文書を示せ。</p> <p>2. 取手市教育委員会事務決裁規程第5条および別表により、公民館使用の許認可権は公民館課長に属する。従って文書でも口頭でも職階を越えた越権行為であり、この行為に対する教育委員会による処分の事実を証する文書を示せ。</p> <p>3. 前記1. 2により、許認可権、事務決裁権を持たぬ者による不許可処分は明らかに無効であり、教育委員会はこれを口頭による通知は正式な処分ではないという。しかれば、なぜ書面による「正式な通知、処分」（この場合、当初から個人による利用を認めない法的根拠が存在しない旨、同委員会自ら認めており、使用目的でもまったく問題はないのであるから、前記電話による越権行為が無効であることを●●●●●●により認め、取り消した上で、改めて許可処分を書面で行えば、まったく問題はなかった。）今から直ちに、前記の越権による不許可通知が無効であることを認め、当該不許可処分を取り消し、改めて許可する旨を前記申請者にあてた書面で通知せよ。これを行わないのであれば、それが有効である（不許可処分のままになる）法的根拠を証する文書を明示せよ。</p>	不開示 (文書不存在)

※1 受付番号の34については、申出により取下げとなったものです。

※2 個人情報等の権利利益を害するおそれがあるものについては、伏せ字で表記されています。

※3 「情報の内容」の欄は、開示請求者からの請求内容を上記の「※2」以外の部分は原本のとおり転記しています。